

長浜市民間保育協議会と滋賀文教短期大学との協力に関する連携協定書

長浜市民間保育協議会（以下「甲」という。）と滋賀文教短期大学（以下「乙」という。）とは、甲と乙との協力の拡充に関する基本的事項を定め、もって相互の発展、さらには地域における保育に資するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の計画、実施等について連携し、協力するものとする。

- （1） 乙の学生の保育実習に関すること
- （2） 乙の授業に関すること
- （3） その他甲及び乙が協議して必要と認めること

（協定先）

第3条 協定先は、甲に属する保育所・認定こども園とする。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から1年間継続するものとし、その後期間満了3ヶ月前までに申し出がないときはさらに1年間その期間を延長し、以降この例によるものとする。

（連携協議）

第5条 本協定の目的の達成に向け、年1回以上、協議を行うこととする。

（協定の改廃）

第6条 本連携協定書の改廃にあたっては、甲乙協議の上行うものとする。

（定めのない事項）

第7条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ別に定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また協定保育所は写しを一部保有するものとする。

平成30年3月15日

甲 長浜市民間保育協議会 会長 杉山佐登美



乙 滋賀文教短期大学 学長 松本博文

